

入 札 説 明 書

宮崎県企業局が行う物品の借入等に係る一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、令和4年7月26日の公告及びこの入札説明書によるものとする。

入札に参加する者は、下記事項を熟知の上入札しなければならない。この場合において、当該仕様書について疑義がある場合は、下記5(2)に掲げる提出場所の担当者に説明を求めることができる。

ただし、入札後に仕様等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

記

1 公告日 令和4年7月26日

2 一般競争入札に付する事項

- (1) 借入物品及び数量 L3スイッチ 1台、L2スイッチ① 4台、L2スイッチ② 2台
- (2) 契約期間 令和4年12月1日から令和9年11月30日まで
(地方自治法第234条の3の規定に基づく長期継続契約)
- (3) 納入期限 令和4年11月30日
- (4) 納入場所 別添仕様書のとおり

3 借入物品の仕様及び数量等

別添仕様書のとおり

4 契約に係る特記事項

- (1) この競争入札に係る契約（以下「本件契約」という。）は、長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成17年宮崎県条例第81号）第2条第1項第1号の規定による契約であり、県は、上記2の(2)の契約期間において次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、本件契約を解除するものとする。
 - ア 本件契約の相手方が本件契約に違反した場合
 - イ 本件契約の相手方が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下、暴力団という。）、同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であると認められた場合
 - ウ 本件契約の締結日の属する年度の翌年度以降において本件契約に係る県の歳出予算が減額又は削除された場合
- (2) 県は、(1)の契約の解除によって生じた本件契約の相手方の損害については、その賠償の責を負わないものとする。

5 競争入札に参加する者に必要な資格

- (1) この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。
 - ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - イ 宮崎県知事が定める物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱に基づく資格を有する者で、業種がサービス（役務の提供）に関する業種で、営業種目が賃貸業務で種目が電算機器又は営業種目が電算業務で

種目が電算処理（システム開発を含む。）、データエントリー、その他のものであること。

ウ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立て（以下これらを「申立て」という。）がなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続を開始し、又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けている者は、申立てがなされていない者とみなす。

エ この競争入札に係る公告の日から契約が確定する日までのいずれかの日においても、県からの発注業務に関し、入札参加資格停止又は指名停止の措置を受けていない者。

オ 宮崎県内に本店を有する者であること。

カ 納入する物品及び数量を確実に納入できる者であること。

キ 納入する物品の機能が仕様を満たし、当該物品を確実に設置、設定できると認められる者であること。

ク 本件の借入物品について、保守、点検、修理、部品の提供等のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者であること。

ケ 納入する物品を第三者をして貸付けしようとする者にあつては、当該物品を自ら貸付けできる能力を有するとともに、第三者をして貸付けできる能力を有することを証明した者であること。

(2) 入札に参加しようとする者は、令和 4 年 8 月 8 日（月）午後 5 時までに入札参加資格確認申請書（別記様式 1）を提出しなければならない。また、入札者は、当該書類について、説明を求められたときはこれに応じなければならない。なお、入札参加資格確認結果は、入札日までに書面により通知する。

ア 提出場所 宮崎県企業局 総合制御課 情報通信担当
宮崎市旭 1 丁目 2 番 2 号 郵便番号 880 - 0803
電話番号 0985(26)9884

イ 提出期限 令和 4 年 8 月 8 日 午後 5 時（必着）

ウ 提出方法 持参又は送付すること。（郵便にあつては書留郵便又はそれと同等の手段により提出。）

6 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所 宮崎県企業局 総合制御課 情報通信担当

(2) 期間 令和 4 年 7 月 26 日から令和 4 年 8 月 18 日まで
（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前 9 時から午後 5 時まで）

7 入札説明書及び仕様書の交付

(1) 場所 宮崎県企業局 総合制御課 情報通信担当

(2) 期間 令和 4 年 7 月 26 日から令和 4 年 8 月 18 日まで
（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前 9 時から午後 5 時まで）

8 入札説明会

入札説明会は実施しない。

9 入札に関する質問

(1) 質問

本件入札に関し、質問がある場合は、次により提出するものとする。

ア 提出期限 令和 4 年 8 月 12 日 午後 5 時まで

イ 提出先 宮崎県企業局 総合制御課 情報通信担当

ウ 提出方法 宮崎県電子申請システムにより提出すること。なお、電子申

請システムの文字数制限（200文字）を越える場合は、入札質問書（別記様式2）を添付して提出すること。

（総合制御課入札質問受付フォーム <https://shinsei.pref.miyazaki.lg.jp/a9y6OroD>）

10 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

- (1) 提出場所 宮崎県企業局 総務課 出納担当
- (2) 提出期限 令和4年8月17日（水）午後5時（必着）
- (3) 提出方法 別記様式3による入札書を持参又は送付により提出すること。（郵便にあつては書留郵便又はそれと同等の手段により提出。）電話、電報、ファクシミリその他の方法による入札は認めない。
 - ア 入札金額は、当該業務の履行に要する一切の諸経費を含めた額とする。
 - イ 入札書は封筒に入れ密封し、かつ、封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）を記載し提出しなければならない。
 - ウ 入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしなければならない。なお、入札書の表記金額は訂正できない。
 - エ 入札書を郵送する場合は、上記アの封筒をさらに封筒に入れ書留郵便にて提出しなければならない。なお、郵便における入札書の提出についても上記(2)の提出期限とする。
 - オ 代理人が入札を行う場合は、別記様式4による委任状を提出するほか、入札書に入札者の氏名又は商号若しくは名称（法人の場合は代表者の職氏名）、代理人であることの表示及び当該代理人の氏名を記載して押印をしておかなければならない。

11 開札の場所及び日時

- (1) 日時 令和4年8月18日（木）午後1時30分
- (2) 場所 宮崎県企業局庁舎4階会議室

12 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札金額の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当すると認められる場合は、入札保証金の納付が免除される。

ア 保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約（入札金額の100分の5以上）を締結し、その証書を提出する場合。

イ 落札者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当すると認められる場合は、契約保証金の納付が免除されることがある。

ア 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上）を締結し、その証書を提出する場合。

イ 過去二箇年の間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を二回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。（過去二箇年の実績に関しては本件入札の落札者に提出を求める。）

13 入札の効力

次の入札は無効とする。なお、無効とする入札をした者は再度の入札に参加することはできない。

- (1) 入札参加資格のない者のした入札
- (2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
- (3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
- (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱した又は不明な入札
- (6) 入札条件に違反した入札
- (7) 連合その他不正の行為があった入札

14 落札者の決定の方法

- (1) 予定価格以下で最低価格の入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。
- (3) 開札には、原則として競争入札参加者又はその代理人が立ち会わなければならない。競争入札参加者はその代理人が立ち会わないときは、入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせてこれを行う。
- (4) 開札をした場合において、落札者がいない場合は再度の入札を行う。ただし、入札については2回までとする。この場合において、競争入札参加者又はその代理人の全てが立ち会っている場合にあつては直ちに、その他の場合にあつては別に定める日時にこれを行う。